

埼医業Ⅱ第１９０４号
令和２年１２月　１日

郡市・大学医師会長　殿
（医療保険担当理事）



埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　小　室　保　尚）

新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた
診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について

新型コロナウイルス感染症拡大により、時限的・特例的な取扱いとして、初診や再診を電話や情報通信機器を用いて実施できるようになったことに伴い、埼玉県では電話等による診療を実施する医療機関の一覧を作成し、ホームページに公表しています。この一覧は、医療機関から修正報告等があった場合に随時更新していますが、公表内容に変更があった場合、医療機関から適宜その旨ご報告いただく必要があります。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、下記のとおり会員へ周知いただけますようお願い申し上げます。

記

１．電話・オンライン診療実施医療機関一覧における情報更新：県ホームページで実施医療機関として公表されている医療機関において、以下の（1）又は（2）に該当する場合には、メール又はＦＡＸ（任意様式）で県医療整備課へ報告する。

（1）電話・オンライン診療の取扱いを中止（廃止）した場合

（2）公表されている内容に変更がある場合

※報告の際には、件名を「電話・オンライン診療実施医療機関一覧の更新について」とし、医療機関名、報告内容、担当者連絡先を明記する。

２．電話・オンライン診療を新たに実施する医療機関について：県ホームページから報告様式（様式１－２）をダウンロードし、必要事項を記入してメール又はＦＡＸで県医療整備課へ報告する。



【参照】埼玉県ホームページ

「電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧」

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/denwashinryou.html

「電話や情報通信機器を用いた診療等について」（様式等のダウンロードページ）

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/tel-online-shinryo.html

【報告提出先・問合せ】

担当：埼玉県医療整備課　医務担当

電 話：０４８－８３０－３５３９

ＦＡＸ：０４８－８３０－４８０２

E-Mail：a3530-03@pref.saitama.lg.jp

担　当：埼玉県医師会業務Ⅱ課（飯野）

電　話：048-824-2611

ＦＡＸ：048-822-8515

写

事　務　連　絡
令和２年１１月３０日

一般社団法人埼玉県医師会会長　様

埼玉県保健医療部長　関本　建二
（公印省略）

新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和２年４月１０日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（以下「令和２年４月１０日事務連絡」という。）に基づき、電話や情報通信機器を用いた診療（以下「電話・オンライン診療」という。）を実施する医療機関に報告を依頼したところです。県では、提出のあった報告を基に電話・オンライン診療実施医療機関の一覧を作成し、ホームページにて公表しています。

現在公表している一覧は、令和２年４月の報告を基に、以降、医療機関から修正報告等があった場合には随時更新しています。しかしながら、電話・オンライン診療を希望する県民に適切な情報を発信するためには、公表内容を変更している医療機関から適宜その旨を御報告いただく必要があります。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴会会員への下記の周知について特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、電話・オンライン診療実施医療機関の一覧及び提出書類等については、後述の県ホームページに掲載していますので、医療機関から問合せがあった場合には御参照ください。

記

１　電話・オンライン診療実施医療機関一覧における情報更新について

令和２年４月１０日事務連絡に基づいて電話・オンライン診療の実施を報告し、現に県ホームページにて実施医療機関として公表されている医療機関において、以

下の（１）又は（２）に該当する場合には、その旨をメール又はファックス（任意様式）にて県医療整備課へ報告すること。

（１）電話・オンライン診療の取扱いを中止（廃止）した場合　※一覧から削除

（２）公表されている内容に変更がある場合

※ 報告の際には、医療機関名、報告内容、担当者連絡先を明記すること。

※ メールにより報告する場合には、件名を「電話・オンライン診療実施医療機関一覧の更新について（○○診療所（医療機関名））」とすること。

２　電話・オンライン診療を新たに実施する医療機関について

電話・オンライン診療を新たに実施する医療機関は、令和２年４月１０日事務連絡に基づき、県ホームページから報告様式（様式１－２）をダウンロードの上、必要事項を記入してメール又はファックスにより県医療整備課へ報告すること。

【備考】電話・オンライン診療実施医療機関一覧の更新の反映について

上記１及び２の報告に基づく電話・オンライン診療実施医療機関一覧の県ホームページ上の更新は、原則として毎月一回実施する（毎月第２週の水曜日までに報告のあった情報については、当月中旬までに更新する）。

（例）令和２年１２月９日（水）までに報告のあった情報は、１２月中旬更新に反映

令和３年１月６日（水）までに報告のあった情報は、１月中旬更新に反映

※ 第２水曜日ではなく第２週の水曜日であることに注意

【参照】埼玉県ホームページ

「電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧」

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/denwashinryou.html

「電話や情報通信機器を用いた診療等について」（様式等のダウンロードページ）

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/tel-online-shinryo.html

（報告提出先・お問合せ先）

担　当：医務担当

電　話：０４８－８３０－３５３９

ＦＡＸ：０４８－８３０－４８０２

E-Mail：a3530-03@pref.saitama.lg.jp